

平成30年

3月農業委員会総会議事録

■日時	2018年（平成30年）3月14日（水）14：30 ～ 14：59	反訳：株式会社
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（13名） 1 西辻 達佳 2 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 高橋 一隆 6 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 14 友田 博文 [欠席委員] 計（1名） 13 辻林 孝幸 [事務局] 計（4名） 飯阪 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成30年3月の委員会総会を開催いたします。 開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席された方の報告について事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は13名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は、13番、辻林委員でございます。 したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p>
会長	<p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入りますので、本日の議事録記名人は、7番、横田武委員、8番、久保安治委員さんをお願いをいたします。 （両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、1ページ、3月委員会議事日程議案第1号、第2号、第3号、報告1号、2号についての御審議を賜ります。</p> <p>2ページ、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転6件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。 議案第1号、番号1、鍛冶屋町の物件について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、鍛冶屋町で、地目は、田1筆、面積は、1,038平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.5キロメートル、軽トラックで約3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺の農地に支障のないよう営農いたしますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の松下推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、水稻栽培されている農地であり、申請者の双方に意思確認をいたしました。譲受人は申請地で水稻栽培をする予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号1、鍛冶屋町の物件については許可することといたします。

次に、議案第1号、番号2、小田町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、小田町で、地目は、田3筆、面積は、合わせて1,939平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は譲受人の自宅から約1キロメートル、徒歩で約10分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行

う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、附近農地に迷惑をかけないように耕作しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の辻推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、たまねぎ栽培されている農地であり、譲渡人は申請地を譲渡する意思があり、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号2、小田町の物件については許可することいたします。

次に、議案第1号、番号3、松尾寺町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、松尾寺町で、地目は、畑1筆、面積は、29平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地はタケノコ栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約2キロメートル、車で約5分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、附近農地に迷惑かけないように耕作しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、竹林であることを確認し、申請者の双方に意思確認をいたしました。譲受人は申請地でタケノコ栽培する予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしく  
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号3、松尾寺町の物件については許可することと  
いたします。

次に、議案第1号、番号4、三林町の物件について事務局の説明を求めます。

事 務 局

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、三林町で、地目は、田1筆、面積は、565  
平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議  
案書記載のとおりでございます。

申請地は保安全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がな  
いことを確認しております。

申請地の立地は譲受人の自宅から約10メートル、徒歩で約1分の距離に位置して  
おります。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行  
う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよ  
う使用しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、保安全管理されている農地であり、申請者の双方  
に意思確認をいたしました。譲受人は申請地で水稻または野菜栽培をする予定である  
ことを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはござ  
いませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく  
お願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第1号、番号4、三林町の物件については許可することとい  
たします。

次に、議案第1号、5番、6番の審議に入りますが、西辻委員さんが申請者の親族  
ということがございますので、御退席をお願いいたします。

(西辻委員退席)

農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により審議が終わるまでの退席ということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号、番号5、6、府中町、阪本町、府中町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局の丸嶋でございます。

議案書3ページ、5番、6番につきまして関連がございますので一括して説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、府中町四丁目と阪本町で、地目は、田4筆、面積は、1,448平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から約500メートルから1.2キロメートル、徒歩で約5分から15分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、附近農地に迷惑をかけないように耕作しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、申請地は、保全管理されている農地であり、申請者の双方に意思確認をいたしました。譲受人は申請地で作物を栽培する予定であることを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。議案第1号、番号5、6の物件につきましては許可することといたします。

(西辻委員入室)

議案2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため賃貸借権設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、仏並町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、仏並町で、3筆、地目は田、面積は合計2,736平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

この案件につきましては、転用面積が2,000平方メートルを超えておりますので先月特別審査委員会を開催し、事前審査を行っていただきました案件になります。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場への転用であり、借り人は運送業者であり、事業拡大のため大型トラック13台を駐車するために転用するものであります。

行政庁の許認可として、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されております。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は既に碎石が敷き詰められた状態になっております、周囲の状況を確認し、この転用により、周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。

被設定人及び設定人に確認したところ転用目的は申請内容とおりに間違いなく、今回農地法の許可を失念しており、着工後農地法の許可申請に至ったとのこと。始末書にも記載のとおり今後このようなことがないようにするとのことです。

調査の結果追認許可やむを得ないと認めます、との報告を受けております。

なお、この件につきましては、久保委員からの報告にもありましたように、今年の1月ごろに農地に碎石を入れており農地法違反となっております、許可権者である大阪府と協議いたしましたところ、この案件については農地区分が2種農地でありますことから、申請書に農地法を理解してもらうため、申請者から始末書を添付させ、農業委員会の調査において周辺農地及び水路等への影響がないようであれば、追認許可にて違法状態を解消する方向でお願いしたいとのことであります。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

これにつきまして意見、異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第2号、番号1、仏並町の物件については許可やむを得ないものと意見を附して知事に送付いたします。

6ページ、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画8件を別表のとおり定めるものとする。

事務局

議案第3号、番号1、阪本町と一条院町の物件について事務局の説明を求めます。  
事務局の丸嶋でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は阪本町と一条院町で、地目は田、2筆 面積は、1,996平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手両人に確認いたしました。借り手は申請地で作物を栽培する予定であり、問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

この件について異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第3号、番号1の物件につきましては、このとおり決定することといたします。

次に、議案第3号、番号2、黒鳥町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

事務局の丸嶋でございます。

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は黒鳥町で、地目は田、3筆、面積は、合わせて2,821平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手は貸すことに同意され、借り手は申請地で水稻栽培をすることを確認いたしました。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしく



会 長	<p>くお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして異議意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。議案第3号、番号2、黒鳥町の物件についてはこのとおり決定することといたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案第3号、番号3浦田町の物件について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書7ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>物件は浦田町で、地目は田、1筆。面積は785平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の大倉推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に意思確認を行い、申請地を貸すことに同意されており、借り手は、申請地で水稻栽培することを確認し、問題はありませんと報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして意見、異議ございませんですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。議案第3号、番号3、浦田町の物件についてはこのとおり決定することといたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案第3号、番号4、5、6、7、8、次のページにわたりますが、この件については、関連しておりますので、一括して事務局からの説明を求めます。</p> <p>事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書7ページから8ページ、4番から8番について関連がございますので一括して説明させていただきます。</p> <p>物件は黒石町で、地目は田、12筆。面積は、合わせて1万881平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p>

会 長	<p>続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手に確認いたしましたが申請地を貸すことに同意されています。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして意見、異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。議案第3号、番号4、5、6、7、8、につきましては、このとおり決定することといたします。</p> <p>次に報告に移ります。</p> <p>9ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理したので報告する。</p> <p>10ページを御参照ください。</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転6件を専決により受理したので報告する。</p> <p>12ページを御参照ください。</p> <p>以上で、予定されました議事は終了いたしました。</p>
-----	---

	<p>閉会時間14時59分</p> <p>上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。</p>
会 長	
委 員	
委 員	

